

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十七号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める

条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(普通課程の訓練基準)

第三条 条例第五条第一号に規定する普通課程について同条の規定により規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者とする。

二 教科 将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切なものとする。

三 訓練の実施方法 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削及び面接による指導を適切に行うものとする。

四 訓練期間 一年とする。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下とすることができる。

五 訓練時間 教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）は、一年につき千四百時間以上とする。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものとする。

七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下とする。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とする。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行う。ただし、

最終の回の試験は、法第二十一条第一項に規定する技能照査をもって代えることができる。

(短期課程の訓練基準)

第四条 条例第五条第二号に規定する短期課程について同条の規定により規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下この条において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者とする。
  - 二 教科 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切なものとする。
  - 三 訓練の実施方法 法第十五条の六第一項第一号の職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うものとする。
  - 四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間とする。
  - 五 訓練時間 総訓練時間は十二時間以上とする。
  - 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものとする。
- 2 普通職業訓練のうち短期課程の訓練であつて管理者を対象に行う管理監督能力を向上させる訓練について条例第五条の規定により規則で定める基準は、前項各号（第四号を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 訓練の対象者 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であつて管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者とする。
  - 二 教科及び訓練時間 教科は、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切なものであつて、次表上欄に掲げるものとし、訓練時間は、次表上欄に掲げる教科の区分に応じ、同表下欄に定める訓練時間とする。

教 科	訓 練 時 間
仕事の教え方	一〇時間
改善の仕方	一〇時間
人の扱い方	一〇時間
安全作業のやり方	一二時間
訓練計画の進め方	四〇時間
問題解決の仕方	四〇時間

三 設備 訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室とする。

(専門課程の訓練基準)

第五条 条例第五条第三号に規定する専門課程について同条の規定により規則で定める基準

は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練の対象者 学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者とする。

二 教科 将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。第六条において同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切なものとする。

三 訓練期間 二年とする。

四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間とし、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上とする。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものとする。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下とする。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数を配置し、そのうち一名以上は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者で、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

(1) 博士若しくは修士の学位（学校教育法第百四条に規定する学位をいい、外国において授与されたこれに該当する学位を含む。以下同じ。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

(2) 学校教育法による大学（以下「大学」という。）又は職業能力開発総合高等学校、職業能力開発高等学校若しくは職業能力開発短期高等学校（以下「職業能力開発総合高等学校等」という。）において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(3) 大学又は職業能力開発総合高等学校等において、准教授、専任講師又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行う。  
（専門短期課程の訓練基準）

第六条 条例第五条第四号に規定する専門短期課程について同条の規定により規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者とする。

二 教科 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切なものとする。

三 訓練の実施方法 法第十五条の六第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うものとする。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間とする。

五 訓練時間 総訓練時間は十二時間以上とする。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものとする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準）

第七条 条例第七条の規則で定める者は、第三条第二号及び第四条第一項第二号（労働者の有する職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識の程度に応じ、その職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を追加して習得させるためのものを除く。）の教科に関し、次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十九条第一号に規定する者に限る。）とする。

一 応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有する者

二 専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有する者

三 大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有する者

四 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有する者

五 法第三十条第一項に規定する職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 省令第四十八条の三第六号に規定する者

（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準）

第八条 条例第八条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関して適切に指導することができる能力を有する者

二 大学又は職業能力開発総合大学校等において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

三 大学又は職業能力開発総合大学校等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

四 大学又は職業能力開発総合大学校等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

五 大学又は職業能力開発総合大学校等において、三年以上、助手又はこれに相当する職

員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

七 三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有する者

八 十年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。